（様式第２－６号）

【都道府県から国に提出するもの】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農林水産省様式

○○県

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）

1. 取組の推進に関する基本的考え方
2. 農地維持支払交付金に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

1. 地域活動指針策定における基本的考え方
2. 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．地域資源の基礎的保全活動

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

1. 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．地域資源の基礎的保全活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | |  |
|  | 活動区分 |  |
| 対象施設等 |  |
| 活動項目 |  |
| 活動内容 |  |
| 活動要件 |  |

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番から順に付け加えること。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | |  |
|  | 活動区分 |  |
| 活動項目 |  |
| 活動内容 |  |
| 活動要件 |  |

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

1. 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）

○○県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

（２）交付単価

1. 基本的考え方
2. 農地維持支払交付金の交付単価

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 適用 | 地目 | 農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|  | 田 | 円 | 円 |
| 畑 | 円 | 円 |
| 草地 | 円 | 円 |

（３）交付金の算定の対象とする農用地

1. その他必要な事項

３．資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

1. 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

①　地域活動指針策定における基本的考え方

②　地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア．施設の軽微な補修

イ．農村環境保全活動

ウ．多面的機能の増進を図る活動

③　国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア．施設の軽微な補修

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | |  |
|  | 活動区分 |  |
| 対象施設等 |  |
| 活動項目 |  |
| 活動内容 |  |
| 活動要件 |  |

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

イ．農村環境保全活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | |  |
|  | 活動区分 |  |
| テーマ |  |
| 活動項目 |  |
| 活動内容 |  |
| 活動要件 |  |

（注）区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「活動項目の追加」、「活動項目の削除」、「活動内容の変更（追加又は削除等）」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」等については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

ウ．多面的機能の増進を図る活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | |  |
|  | 活動区分 |  |
| 活動項目 |  |
| 活動内容 |  |
| 活動要件 |  |

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④　地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２）

○○県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。

⑤水田貯留機能強化計画書の策定について

（２） 交付単価

1. 基本的考え方

②資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 適用 | 地目 | 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|  | 田 | 円 | 円 |
| 畑 | 円 | 円 |
| 草地 | 円 | 円 |
|  | 田 | 円 | 円 |
| 畑 | 円 | 円 |
| 草地 | 円 | 円 |

（３）交付金の算定の対象とする農用地

（４） その他必要な事項

４．　資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

（１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

1. 地域活動指針策定における基本的考え方
2. 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
3. 工事１件あたり２百万円以上の活動を実施する要件

ａ　対象施設・対象活動

ｂ　内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

ｃ　都道府県又は推進組織が行う技術的指導の内容

ｄ　その他必要な事項

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | |  |
|  | 活動区分 |  |
| 施設区分 |  |
| 活動項目 |  |
| 活動内容 |  |
| 活動要件 |  |

（注）区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④　地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３）

○○県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙３のとおりとする。

（２）交付金の算定の対象とする農用地

（３）その他必要な事項

５．広域協定の規模

　○○県内においては、○○○○の要件を満たす場合、広域協定の対象とする区域が○○ha以上（又は協定に参加する集落が○○集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

６．地域の推進体制

（１）基本的な考え方

（２）関係団体の役割分担

（３）その他必要な事項

【参考添付資料】

（参考１）関係団体の役割分担表

（参考２）実施体制図

※（必要に応じて）変更前の多面的機能支払の実施に関する基本方針等

＜参考１＞

関係団体の役割分担表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | | | 実施主体 | | | 備考 |
| ○○県 | 関係市町村 | 推進組織 |
| 多面的機能支払交付金 | | |  |  |  |  |
| 日本型直接支払推進交付金（うち多面的機能支払交付金に係る推進事業） | | | | | | |
|  | １．法基本方針の策定 | |  |  |  |  |
| ２．促進計画の策定 | |  |  |  |  |
| ３．第三者機関の設置、運営 | |  |  |  |  |
| ４．要綱基本方針の策定 | |  |  |  |  |
| ５．（１）事業計画の指導、審査 | |  |  |  |  |
| （２）事業計画の認定 | |  |  |  |  |
| （３）長寿命化整備計画の協議 | |  |  |  |  |
| ６．（１）広域協定の指導、審査 | |  |  |  |  |
| （２）広域協定の認定 | |  |  |  |  |
| ７．（１）実施状況確認 | |  |  |  |  |
| （２）実施状況報告 | |  |  |  |  |
| ８．推進・指導 | | | | | |
|  | （１）活動組織等への説明会 |  |  |  |  |
| （２）活動に関する指導、助言 |  |  |  |  |
| （３）推進に関する手引きの作成 |  |  |  |  |
| （４）活動組織を支援する組織への支援 |  |  |  |  |
| ９．（１）交付申請書等の審査 | |  |  |  |  |
| （２）通知・交付 | |  |  |  |  |
| 10．その他推進事業の実施に必要な事項 | |  |  |  |  |

（注）「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

＜参考２＞

実施体制図

※本交付金の実施体制図を記載すること。なお、体制図には本交付金の流れ（地方分も含む）、

及び対象組織からの申請書類等の提出先を明記すること。